

家事主要事件受付一覧表

津 家 庭 裁 判 所

平成25年1月1日現在

- 【注意事項】○ 郵便切手は、足りなくなった場合には追加納付をお願いし、残った場合には返還します。
- 「申立添付書類等」欄記載の書類は、申立書と一緒に提出してもらう必要がある書類です。
 事案によっては、これら以外の書類を追加提出してもらうことがあります。
 「戸」→戸籍謄本(全部事項証明書)、「附票」→戸籍附票、「住」→住民票写し、「住除」→住民票除票、「不登」→不動産登記事項証明書、「固評」→固定資産評価証明書をそれぞれ示しています。
 なお、1通の書類が複数の添付書類に該当する場合には、1通を提出すれば足够了。
- 詳細については、各家庭裁判所の家事事件受付係にお問い合わせください。

別表第一審判事件	管轄	収入印紙	郵便切手	申立添付書類等
後見開始	事件本人の住所地	本人 × 800円	500×2 200×3 100×3	本人:戸,住(附票),登記されていないことの証明書,診断書 候補者:住(附票) 本人の財産に関する資料(不登,固評,預貯金通帳写し等) 登記嘱託用収入印紙2600円 (後見・保佐につき鑑定料5~15万円)
保佐開始		(保佐・補助) 代理権付与 × 800円	80×15 20×2 10×5	
補助開始		同意権付与 × 800円	(保佐・補助) 500×2 20×2加算	
任意後見監督人選任	事件本人の住所地	任意契約 × 800円	500×2 200×3 100×3 80×15 20×2 10×5	本人:戸,後見登記事項証明書,診断書 候補者:住(附票) 任意後見契約公正証書写し 本人の財産に関する資料(不登,固評,預貯金通帳写し等) 登記嘱託用収入印紙1400円
不在者財産管理人選任	不在者の住所地	不在者 × 800円	500×2 80×15 10×10	不在者:戸,附票 候補者:住(附票) 不在の事実を証する資料 不在者の財産に関する資料(不登,固評,預貯金通帳写し等) 申立人の利害関係を証する資料(戸,金銭消費貸借契約書写し等)
不在者財産管理人の権限外行為許可	不在者の住所地	不在者 × 800円	80×5	管理状況報告書 権限外行為を示す資料
失踪宣告	不在者の住所地	失踪者 × 800円	500×2 80×20 20×2	失踪者:戸,附票 失踪を証する資料 申立人の利害関係を証する資料(戸等) (官報公告料4179円)
子の氏変更許可	子の住所地	子 × 800円	80×1	申立人(子):戸 父・母:戸(離婚の場合,離婚の記載のあるもの)
養子縁組許可	養子となる者の住所地	養子 × 800円	500×2 80×10 20×2	申立人(養親となる者):戸 未成年者及び代諾者(未成年者が15歳未満の場合):戸
死後離縁許可	申立人の住所地	養子又は 亡養子 ×800円	500×2 80×5 20×2	養親:戸 養子:戸

別表第一審判事件	管轄	収入印紙	郵便切手	添付書類等
特別養子縁組成立	養親となる者の住所地	養子 × 800円	500×6 80×20 20×6	申立人(養親となる者):戸 養子となる者及びその実父母:戸
特別代理人選任 (利益相反行為)	事件本人の住所地	事件本人 × 800円	80×6 10×2	親権者又は未成年後見人:戸 未成年者:戸 候補者:住(附票) 利害関係人からの申立ての場合:利害関係を証する資料(戸等) 利益相反に関する資料(契約書案, 遺産分割協議書案等)
未成年後見人選任	未成年者の住所地	未成年者 × 800円	500×2 80×10 10×10	未成年者:戸, 住(附票) 候補者:戸 親権を行う者がいないこと等を証する書面(親権者の死亡の記載された戸, 行方不明の事実を証する書類等) 未成年者の財産に関する資料(不登, 固評, 預貯金通帳写し等) 利害関係人からの申立ての場合:利害関係を証する資料(戸等)
相続の承認又は放棄の期間伸長	相続開始地	申立人 × 800円	90×1 80×2	申立人:戸※ 被相続人:死亡の記載のある戸, 住除(附票) ※(相続人であることがわかるものすべて)
相続の限定承認の申述受理	相続開始地	被相続人 × 800円	$\left[\begin{array}{l} 90 \times 1 \\ 80 \times 2 \end{array} \right] \times \text{申述人数}$	申述人全員:戸※ 被相続人:出生時から死亡時までのすべての戸, 住除(附票) ※(相続人であることがわかるものすべて)
相続放棄の申述受理	相続開始地	申述人 × 800円	90×1 80×2	申述人:戸※ 被相続人:死亡の記載のある戸, 住除(附票) ※(相続人であることがわかるものすべて)
相続財産管理人選任	相続開始地	被相続人 × 800円	500×2 80×10 10×10	被相続人:出生時から死亡時までのすべての戸, 住除(附票) 相続人不存在を示すすべての関係人の戸 候補者:住(附票) 相続財産を証する資料(不登, 固評, 預貯金通帳写し等) 利害関係人からの申立ての場合:利害関係を証する資料(戸等) (官報公告料3670円)
相続人搜索の公告	相続開始地	被相続人 × 800円	80×3	管理状況報告書 相続債権者等への催告の公告写し (官報公告料3670円)
相続財産管理人の権限外行為許可	相続開始地	被相続人 × 800円	80×5	管理状況報告書 権限外行為を示す資料
特別縁故者への相続財産分与	相続開始地	申立人 × 800円	500×4 80×10 10×10	申立人:住(附票)
遺言書の検認	相続開始地	遺言書 又は封書 ×800円	80×2 ×相続人等数	相続人全員:戸※ 遺言者:出生時から死亡時までのすべての戸 ※(相続人が他にいないことがわかるものすべて)
遺言執行者選任	相続開始地	対象の遺言 × 800円	500×2 80×5 20×2	遺言者:死亡の記載のある戸 候補者:住(附票) 遺言書写し又は検認調書謄本写し 申立人の利害関係を証する資料(戸等)

別表第一審判事件	管轄	収入印紙	郵便切手	添付書類等
遺留分放棄の許可	被相続人の住所地	申立人 × 800円	80×5	申立人:戸 被相続人:戸
戸籍法上の 氏の変更許可	申立人の 住所地	申立人 × 800円	500×2 90×1 80×4 20×2	申立人:戸 氏の変更の理由を証する資料 同一戸籍内にある15歳以上の者の同意書
戸籍法上の 名の変更許可	申立人の 住所地	申立人 × 800円	500×2 90×1 80×4 20×2	申立人:戸 名の変更の理由を証する資料
戸籍の訂正許可	戸籍のある地	申立人 × 800円	500×2 80×10 20×2	訂正すべき戸すべて 申立人が訂正すべき戸に記載されていない 場合、申立人の利害関係を証する資料(戸 等)
保護者選任等	事件本人 の住所地	申立人 × 800円	80×3	事件本人:戸, 診断書 候補者:戸
一般調停事件	管轄	収入印紙	郵便切手	添付書類等
夫婦関係 (円満調整・離婚)	相手方の 住所地	申立書 × 1200円	80×10 50×3 10×5	申立人及び相手方:戸 年金分割割合についての申立てが含まれる 場合:年金分割のための情報通知書
離縁	相手方の 住所地	申立書 × 1200円		養親:戸 養子:戸 養子が未成年の場合、離縁後に親権者となる 者の戸
遺留分減殺請求	相手方の 住所地	申立書 × 1200円		相続人全員:戸※ 被相続人:出生時から死亡時までのすべての 戸 不登, 遺言書写し又は検認調書謄本写し ※(相続人が他にいないことがわかるものすべて)
その他の一般調停	相手方の 住所地	申立書 × 1200円		
別表第二調停事件	管轄	収入印紙	郵便切手	添付書類等
婚姻費用分担	相手方の 住所地	申立書 × 1200円	80×10 50×3 10×5 (審:500×4 20×4加算)	申立人及び相手方:戸 申立人の収入関係の資料(源泉徴収票, 給与 明細, 確定申告書等の写し)
子の監護に関する処分 (養育費・同増減額)	調:相手方の 住所地 審:子の住所地	子 × 1200円		子(未成年者):戸 申立人の収入関係の資料(源泉徴収票, 給与 明細, 確定申告書等の写し)
子の監護に関する処分 (面会交流)	調:相手方の 住所地 審:子の住所地	子 × 1200円		子(未成年者):戸
財産分与	相手方の 住所地	申立書 × 1200円		離婚時の夫婦の戸(離婚により夫婦の一方が 除籍された記載のあるもの) 財産に関する資料(不登・固評・預貯金通帳 写し等)
親権者変更	調:相手方の 住所地 審:子の住所地	子 × 1200円		申立人・相手方・子(未成年者):戸

別表第二調停事件	管轄	収入印紙	郵便切手	添付書類等
請求すべき按分割合に関する処分 【年金分割】	相手方の 住所地	情報通知書 × 1200円	80×10,10×5 〔審:500×4 20×4加算〕	年金分割のための情報通知書(離婚日が記載されたもの)
遺産分割	調:相手方の 住所地 審:相続開始地	被相続人 × 1200円	〔80×5 50×1 10×5〕 ×当事者数	相続人全員:戸※、住(附票) 被相続人:出生時から死亡時までのすべての戸 遺産に関する資料(不登・固評・預貯金通帳写し等) ※(相続人が他にいないことがわかるものすべて)
寄与分の定め	遺産分割 事件係属地	申立人 × 1200円	80×10 審:1040× 当事者数加算	
人事に関する訴え(離婚及び離縁の訴えを除く。)を提起することができる事項についての調停事件	管轄	収入印紙	郵便切手	添付書類等
親子関係不存在確認	相手方の 住所地	対象の身分 × 1200円	500×4 80×10 20×4	子及び不存在確認を求める親:戸 出生届未了の場合、子:出生証明書写し、母:戸 利害関係人からの申立ての場合;利害関係を証する資料(戸等)
協議離婚無効確認	相手方の 住所地	対象の身分 × 1200円	80×10 10×5	申立人及び相手方:戸 利害関係人からの申立ての場合;利害関係を証する資料(戸等) 離婚届の記載事項証明書
家事雑事件等	管轄	収入印紙	郵便切手	添付書類等
審判前の保全処分	審判を申し立てた裁判所	申立書 ×1000円 又は不要	80×10 〔500×2 20×2〕 ×当事者数	保全の必要性を証する資料
審判・調停調書の更正	審判・調停をした裁判所	不要	〔500×2 20×2〕 ×当事者数	
訴訟事件関係	管轄	収入印紙	郵便切手	添付書類等
人事訴訟	原告又は被告の 住所地	民事訴訟費用等に関する法律参照	500×12 100×10 80×5 50×4 20×12 10×10	訴状副本 証拠書類 当事者が1名増すごとに 500×4 20×4 計2,080円分を追加する。
控訴事件	名古屋高等 裁判所 (控訴状の提出 先は判決をした 裁判所)	民事訴訟費用等に関する法律参照	500×12 200×4 100×2 80×2 20×20 10×10	控訴状副本 当事者が1名増すごとに 500×4 80×2 20×4 計2,240円分を追加する。
抗告事件	名古屋高等 裁判所 (抗告状の提出 先は審判をした 裁判所)	民事訴訟費用等に関する法律参照	500×4 200×2 100×1 80×2 20×8 10×5	抗告状副本 当事者が1名増すごとに 500×4 80×2 20×4 計2,240円分を追加する。